

## 2 道徳の教科化、道徳科の先行実施

道徳科は、平成 27 年 3 月に指導要領の一部改正で今次指導要領告示に先だって先行実施されました。この先行実施は、単に先行実施されただけでなく、道徳の時間から特別の教科道徳へ、いわゆる道徳の教科化と無縁ではありませんし、同指導要領がコンテンツからコンピテンシーへと構造転換を図るいわば露払いの役割を託されたと Uchida は思っています。

ちょっと寄り道して、このことについて独善的に放談してみます。

Uchida は道徳の教科化と先行実施を一連の流れとして捉えています。そこには三つの要素があったと推測しています。

一つは、道徳の教科化を推し進めた安倍政権の体質並びに政治的動機です。二つは、道徳そのものへ誤解です。社会に流れている道徳的慣習と学校における道徳教育はイコールではありません。イコールでなくても、社会の規範の乱れの解決策を道徳教育の充実にあります。道徳教育は重要。教科化は格上げすることだから異論があるはずがありません。すんなりと受け入れた土壌があったのです。

そして三つは、道徳科の先行実施によって、新指導要領が目指す方向性を実践的に把握するというねらいです。

### (1) 政権の願望「道徳の教科化」

まずは、安倍政権の政治的動機です。道徳の時間から「特別の教科道徳」、即ち教科化への過程で、平成 23 年 10 月の大津いじめ事件は、それを加速させました。が、この事件を起因として教科化へと進んだわけではありません。本当のところは、教科化はこの政権が温め続けていた願望だったのです。

教科化を提言したのは内閣府の第 1 次教育再生実行会議（以下実行会議）で平成 25 年 2 月。その 4 ヶ月後に「いじめ対策推進法」が成立。さらに同年 12 月に「道徳教育の充実に関

する懇談者会報告」がなされ、翌年 2 月に「道徳に係る教育課程の改善」が諮問され、10 月には道徳の教科化が中教審道徳教育専門部会から答申されて、平成 30 年度(2018 年)には道徳科実施でした。何というスピード！

実は、平成 19 年、第 1 次安倍内閣の時に、内閣府の教育再生会議（以下再生会議）が「徳育の教科化」を提唱しましたが、このときは、検定教科書の是非や評価で実現できなかったのです。ですから、安倍政権とすれば、「大津いじめ」事件によって、ようやくかなった道徳の教科化とも言えるのです。

### 教科にすれば…

それにしても不思議です。安倍政権はなぜに道徳の教科化に固執したのでしょうか。我が国の教育は臨教審を経て、平成以降個性重視の教育へと舵を切りました。各学校の教育目標は、殆どが目指す子供像を掲げ、「子供を育てる教育」を展開しています。ですから、徳育として道徳性をはぐくむことは、すでにその重要性はコンセンサスを得ていたのです。

一方、教育課程の改善では、平成 10 年告示の指導要領で「総合的な学習の時間」が生まれ、知の総合化も唱えられ、小学校では総合的・関連的指導も推奨されるなど、教科等を総合的に捉えて、子供に生きる力をはぐくむという方向に進んでいました。

加えて、道徳の時間が、「要」になったのは平成 20 年告示の指導要領で、公式な用語で表されていませんでしたが、学校教育全体の道徳教育を補充、深化、統合する時間として実質「要」に位置付き、戦後道徳の中で重要な使命が与えられてきたのです。

確かに授業実施率の余りの低さ、心情読解に偏重していたり、決意表明型の道徳授業が横行したりと、後に中教審が指摘する問題は深刻でした。しかしながら、道徳の時間を教科にすれば、それら諸問題は解決するのでしょうか。教

科にすれば今までより道徳が充実するのでしょうか。教科にすれば、道徳の時間が学校教育全体の道徳教育の要としてより機能するのでしょうか。そんなことはないと思えます。ですから、教科化に固執する意味が、さっぱり分からなかったのです。

### 政権の体質

しかしながら、これを推し進めたのが安倍首相直属の再生会議や再生実行会議の有識者であり、その方々がどのような方だったのかを見れば瞭然とします。

第1次安倍政権で再生会議の有識者を選任したのは山谷えりこ。元サンケイ記者、日本会議、神道政治連盟等の支援を受け、日教組問題究明連盟の事務局長でもありました。教育再生会議の有識者で教育現場経験者はわずか二人。教育についての専門的研究者はなしです。このメンバーに異を唱えたのは東京大学の本田由紀助教授(当時)で、この会議の提言に計り知れない危機感を覚えると述べたのでした。安倍晋三やそれに近い人々の意向を反映するためのものという批判も各方面からなされました。実際、安倍首相が退陣した後、福田内閣時に教育再生会議は自然解消でしたが、第2次安倍政権が誕生すると、今度は教育再生実行会議を立ち上げて、有識者を、「新しい歴史教科書をつくる会」元会長、ジェンダーフリーや男女共同参画を今なお攻撃し続けている八木秀次他、曾野綾子、教育基本法に「愛国心」を入れ込むことを主張した全日教連委員長河野達信等の右派、超保守層で固め、この実行会議でも教育学者はなしでした。その超保守層が教科化を推し進めたのです。その教科化がどのような性格をもったものかは、おおよそ見当が付きます。

明治150年の2018年、安倍首相から次のような年頭所感が飛び出しています。

-----  
150年前、明治日本の新たな国創りは、植民地支配の波がアジアに押し寄せる、その大きな危機感と共に、スタートしました。

国難とも呼ぶべき危機を克服するため、近代化を一気に推し進める。…略…あらゆる日本人の力を結集することで、日本は独立を守り抜きました。未来は、私たちの手で、変えることができるのです。

すべては、私たち日本人の志と熱意にかかっている。150年前の先人たちと同じように、未来は変えられると信じ、行動を起こすことができるかどうかにかかっています。2020年、さらにその先を見据えながら、自由民主党は、新たな国創りに向けて、国民の皆様と手を携え、改革を力強く進めていく決意です。

-----  
この年、政権は明治150年の大キャンペーンを行っています。文化の日を「明治の日」に変える運動、福井国体の冠称に「明治150年」を付けさせるなどで、政権の力で強力に指揮し、さらにバックから支援したのはカルト的な超右派議員に日本会議。そうして政権は叫びます。戦後レジームからの脱却、憲法改正。政治家ですから思想や理念をもつのは当然です。しかしながら、新たな国創りに向けて、改革、行動を起こす、私たちの手で変える未来と言っても、問題なのはその向かう先です。明治にこの政権はユートピアを置いているのです。

### 【余話】

・この年10月、明治150年記念式典が憲政会館で開催されましたけれど、陛下はご臨席されていません。避けられたと言われています。

・明治50年寺内正毅、明治100年佐藤栄作。そして明治150年安倍晋三。全て長州。まさか長州で日本を支配？司馬遼太郎曰く。金に汚い長州。三井の番頭山縣有朋、尾去沢疑獄事件の井上馨。金まみれ長州が、西郷の下野、西南戦争、江藤新平の佐賀の乱の遠因でもありました。安倍政権にまつわる諸事件、醜聞。長州のDNAかもしれません。

話を戻します。道徳の教科化です。繰り返しますが、これを推し進めたのが安倍首相直属の実行会議であったとすれば、その目指すところは明治期の翻訳本禁止以降の「修身」に近からず遠からずのものと言えましょう。

修身では、教育勅語をもとに、明治37年以降は国定修身書を使い、確か、以降、修身は筆頭教科。そこには、学業成績に比肩するような操行査定があって、とりわけ後期中等教育では懲戒や進級の要件として重視され、生徒管理と結びついていた…まさかとは思いましたが、教科にすれば無償の検定教科書が使用され、教科ですから評価も行われます。明治37年以降の修身と符合します。

安倍政権の教育施策で忘れてはならないのは、その公約に教科書検定基準の「抜本的な改善」があったことです。どのような改善かは、その目指す先を眺めれば、答えは出てきます。これぐらいにしておきます。

### (2) 道徳的慣習と道徳教育

#### 道徳は生徒指導科目か

もう20年ほど前になりますが、F県では、喫煙、無断外泊、飲酒、アダルトビデオ視聴など少年非行の実態調査結果を踏まえて、教育力向上F県民運動を展開しました。規範意識の向上を目指して、学校では心に響く道徳教育の充実を！という運動でした。サカキバラセイトの時も、駿ちゃん事件の時も、青少年の凶悪事件が発生したり少年非行が社会問題化したりすると、決まって「道徳教育の充実」が叫ばれました。道徳教育は非行対策のためにあるのではありませんし、少年非行は道徳教育が充実していないから起こるのでもありません。大津いじめ事件は道徳の教科化を加速させましたから同じようなものです。この事件をきっかけに施行されたいじめ防止対策推進法には道徳教育や体験活動の充実が盛り込まれています（第15条）。道徳は生徒指導科目かと言いたいくらいです。

#### モラルの低下には道徳教育の充実

道徳には即効性はありません。また、道徳性は人格の基盤とも言われたのですから、少年期の喫煙、無断外泊、飲酒、アダルトビデオ視聴、あるいは、いじめの加害者達、非行に走る子供たちは人格に問題がある者になってしまいます。おそらく、社会全体（とりわけ青少年）

のモラルの低下、モラルは道徳。だから道徳教育の充実という思考の回路でしょう。実に短絡的で、道徳教育に対する一般の不理解が浮かび上がってきます。ひょっとすると、教科になれば、成績がつくから子供たちは道徳をしっかり学んで、非行には走らない、いじめもしない、まじめな子に育つだろうくらいには思っていたかもしれません。推測ですけれど。

#### 文化の中の道徳的慣習

司馬遼太郎は「文化とは根雪のようにへばりついた習慣のようなもの」と言っていますが、その文化の中に道徳的慣習があるのです。道徳の辞書解説をまとめれば、「ある社会の、善悪の判断基準であり、規範の総体で、個々の内面的原理」ということになります。文化としての道徳的慣習と「道徳教育」とは異なるのです。教育課程の一環として組織的・計画的・継続的に教育している道徳は教育科学に基づいた教育活動です。ですが、継続している教育は徐々に国民性を涵養していきます。森有礼がとっさに悟った公教育のように、です（注1）。

よりよい社会を創ろうとするなら、社会の中堅層である大人達自らが、子供たちの生きた道徳教材になって、範を示すべきでしょう。大人達がモラルの高い文化を示すのです。ましてや政治家は、道徳教育の充実とか教科化を叫ぶ前に、です。

### (3) 特別の教科道徳の実像

指導要領で具体化された道徳科について、教科化への道を政治権力で強力に推し進めた実行会議のメンバーはどうみたのでしょうか。

道徳科にも特設道徳以来脈々と流れている我が国の道徳の基本ともいべき次のシートのような五つの原則が流れています（注2）。カードをひっくり返すように従来の道徳の時間とは別物を登場させたわけではありません。検定教科書を使用することが新し味かもしれませんが、その教科書教材も相当に文部省道徳資料集から採られていますので、今までの副読本と大きな落差はありません。教科書で心配なのは寡占化

が進んでいることと心情読解のままで道徳科の学習に資するには未完成というくらいです。

①教育基本法や学校教育法に定められている目的・目標を完全に実現する一つの方策として実施するものであること。  
**日本国憲法の理念 国がめざす社会を実現する**

②学校における道徳教育は学校教育活動全体を通じて行うこと。  
**全面道徳の考え方を引き継ぐ**

③「道徳の時間」における道徳教育はそれらを補充し深化し統合し、またはこれとの交流を図るものであること。  
**全面道徳と道徳の時間＝補充・深化・統合 非教科**

④具体的指導においては徳目の押し付けにならぬよう留意すること。  
**修身科の教授法を否定**

⑤「道徳の時間」特設を通して学校での道徳教育の充実を図るとともに家庭や社会における理解を図ろうとするものであること。  
**学校＋家庭＋社会**

22 昭和女子大学大学院教授 押谷由夫 戦後の教育改革と道徳教育

「考え議論する」が、道徳科がめざす授業像ですが、これは今次改訂の指導要領の枠組みの中にあるもので、初期の修身が修身口授で「適切ニシテ且(かつ)理念シ易キ簡易ナル事柄ヲ説話シ…」だったのに比せば180度異なっています。その修身も学制頒布から終戦時に至るまで紆余曲折があって変遷していますが、そちらはこの「峠で一休み」以降で詳述します。

今回の改訂で、道徳性は「①自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として②他者と共により③よく生きるための基盤」とされましたが、それは平成28年12月の中教審答申(注3)が「学校教育を通じて子供たちに育てたい姿」として示したものと同じです。①は自立、②は協働、③は創造です。

そして、評価は数値に拠らず、「子供の道徳性に係る成長の様子を記述する」で収まりました。(注4)

結局、教科化は、教科にしたという事実と検定教科書を使うというだけで、実際は、指導要領の枠組みの中に収め、徳育として、自立、協働、創造という「学校教育で子供たちを育てたい姿」を描いた形になったのです。ばかりか「特定の価値観を子供に押しつけ」「主体性をもたずに言われるままに行動するよう指導する」のは道徳教育の目指す方向性と対極にある(注5)とまで言い切ったのです。Uchidaは、この文言は、再生会議、実行会議と政治主導で

始まった道徳の教科化への強烈なカウンターパンチであり、関係者の矜持だったことに気がつきました。

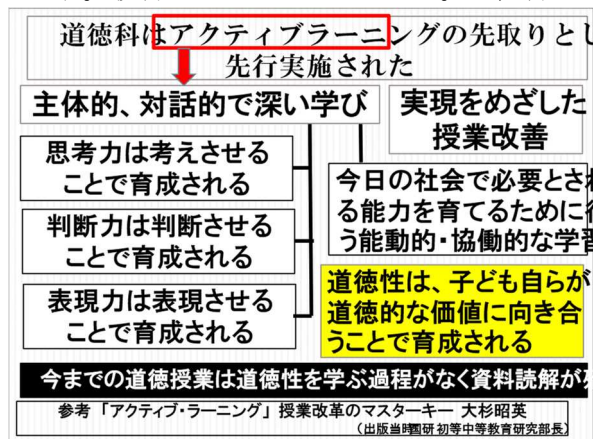
政治的に道徳を教科にしたかった政権グループは切歯扼腕したことでしょう。

#### (4) 新指導要領の露払い 道徳科の学習

道徳科は平成27年3月に指導要領の一部改正で先行実施されました。このことについては、教科化を推し進めた政権側に異論はなかったはずですが、しかしながら、実際は、新指導要領の露払い、つまりは全体が告示される前に、その目指す方向で指導実践するという意義が込められていたとUchidaは解しています。

このことは、「『アクティブ・ラーニング』の視点からの学習・指導方法の改善を先取りし、『考え、議論する』道徳科への転換により児童生徒の道徳性を育む」と論点整理(注5)が端的に語っています。後に「主体的、対話的で深い学び」とされるALは、カリマネとセットです。当然です。何のためのカリマネかといえば、コンテンツ(内容)からコンピテンシー(資質・能力)の育成へと大きく舵を切った今回の改訂において、めざす子供像を掲げた学校教育目標に迫るために教育課程が実効化することを狙っているからです。子供が主体的に学ぶ過程のない授業では、資質・能力が育まれるわけがありませんので、カリマネが入り込む余地がないのです。

道徳科は道徳教育と共にすべての教員が関わります。教科の壁なんてありません。道徳科と



いう同じ土俵で「学修者の能動的な学修」への参加を意味するAL型の授業実践が可能になります。が、これは理念で語られても授業実態はほど遠い段階にあります。「思考力は考えることで育成される」「判断力は判断されることで育成される」（以下略）という大杉の主張（注6）は当然すぎて当然で、道徳性も道徳的価値に子供自らが向き合わなければ、その育みは不可能なのです。

「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」という道徳科の目標内に掲げられた道徳科の学習は、全校種、全教科の目標と共通です。

「道徳的諸価値についての理解を基に」とは、例えば国語科が「言葉による見方・考え方を働かせ」であるように、教科等の特質において「見方・考え方を働かせる」ことです。教材に内包されている道徳的諸価値に子供たちは個々に内在する潜在的な価値観をもって向き合う、そこには自分とは異なる見方・考え方が存在するのですから、同じと違いがあつて思考はさらに深まります。多面的・多角的に考えて、従前の見方・考え方を問い直し、新たな見方・考え方を獲得していきます。見方・考え方を働かせ、各教科等の特質に応じた学習活動を通して、教科がめざす資質・能力を育成する、それが指導要領で示されている「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の具体的なことです。

「新指導要領の露払い」とは、このような子供が主体的に学ぶ授業改善のことだったのですが、実態は「はるか道遠し」が実感です。

### （5）政治と教育との距離関係

…民主党政権の基本姿勢が教育内容に手を加えることに一定の距離を取り、条件の整備に力点を置くことだったのに対して、①自公政権の教育課程の積極的な関与が目を引くようになる。②その象徴が道徳の教科化や英語教育改革の提言であり…(略)…政治・行政・経営の関係の変化と新たな事態の進行を人々は読み取ること

になる…略…その中に③学習指導要領の改訂のスケジュールの提示もその一つに加えることができる…(注8)

天笠は①の部分で口頭では「土足で踏み込んでくる」と仰っていましたが、自党内に実行会議本部を置き、（文科省内に実行会議担当室を設置）実行会議→文科省懇談会→中教審というルートが、この政権で確立します。当時の下村文科大臣が、道徳の教科化を中教審に諮問した内容は相当な長文で教育内容や教育方法にまで踏み込んだものであるばかりか、何と諮問の中に結論があつて、中教審にその具体を諮問するという内容になっていたのです。つまり、政治が提案する内容を中教審が具体を審議するという構図です。中教審の位置が政治の下に置かれたのです。しかも、懇談会には貝塚茂樹（注7）、中教審にはあの櫻井よしこを送り込むという周到さでした。

天笠は、平成26年（2014年）の「論点整理」について言及しています。（注8）

2014年の論点整理は今後の学習指導要領の構造を「児童生徒に育成すべき資質能力」を明確にした上で、各教科等の教育目標・内容を見直し、指導の改善を図る学習評価について検討することをあげている「この資質・能力の検討は、先ほどまで見てきた(2)政治主導によるトピック的な動きから一線を画し、資質・能力という観点から現行学習指導要領の改訂をはかり、次の学習指導要領を生み出すといった、従来からの教育課程行政の路線に沿うものであった。

道徳の教科化や英語教育改革の提言とは言っても、指導要領という構図やテーマのある絵画の中に突然に神社やマリア像等の異質なものを書き込めと言われても書き込めないのです。しかも、2020年に全面実施という工程表が示されており、それは東京オリンピックに照準を合わせるという教育外の政治的要求でした。

天笠は、2014年論点整理を、資質・能力という観点から、次の指導要領をデザインする中に、それらを、その趣旨に沿って入れ込み、全体調和を図ったという趣旨のことを述べられています。Uchidaは、道徳の教科化も、この論点

## 峠で一休み 独善放談 道徳の教科化、道徳科の先行実施

整理に基づき攪拌<sup>かくはん</sup>されて、指導要領に収まるものに姿・形を変えたと理解しています。

そこには押谷由夫(注9)という道徳教育に生涯をかけた人の、温かな人柄でありながら、我が国の道徳教育に殉じる強烈な気概と矜持がありました。それがひしひしと伝わってきます。

改めて新解説3P「改訂の基本方針」並びに前指導要領第1章第1の2と今次指導要領第1章第1の2(2)を比べてみますと前指導要領と今次では「道徳の時間」が「道徳科」という文言に入れ替わっただけであることに気づきます。つまりは、「『自立、協働、創造』という学校教育を通じて育てたい子供たちの姿」の中に徳育としての道徳教育を収め込んだのでした。

### (6) 結びに代えて

峠の一休みはこれで終わり。一休みどころかかなり肩に力が入りました。ご容赦ください。

道徳の教科化？修身の復活のようなもの、と文科省批判をする人が今なおかなりいます。中には指導要領なんて読まないというような立場のある人もいます。Uchidaは不明を恥じなさいとやってやりたい気分になります。

今次指導要領策定の過程において、道徳の教科化というようなトピックには、政権と行政、それに関わっている「界」の人々との間にかなりの緊張関係が発生しており、教育課程行政に土足で入り込んでくる政治勢力との見えない、見せない格闘があって、今次指導要領は結実を見えています。そこには、天笠が学会誌で論及されているように、2014年論点整理(注10)を緩衝地帯として指導要領策定に向けた審議過程に位置づけ、また、その論理の中に道徳の教科化等の政治的トピックを収めるべくして収めるという高等戦略が働いていると感ずるのです。

ついであるが、指導要領策定の過程は、様々なStakeholderの利害調整(注11)の過程でもあり、全体の調和やバランス等全体像より各論が先行する場合があります。教育課程行政はそれに腐心しながら、今日まで指導要領を策定し続けてきたのです。

注1 初代文部大臣森有礼は公教育の本質を国民の意識形成と見抜いたと堀内孜は述べています。天皇制国家による国家の価値規範を強固な枠組みとし、それを絶対化することで、教育目的を純化し、その中で、効果的、効率的な内実を学校教育によって実現するシステム…以下略… 公教育概説 堀内 孜 P23

注2 昭和女子大学教授(現武庫川女子大学) 戦後の教育改革と道徳教育

注3 平成28年12月1日中教審答申 「生きる力」の理念の具体化と教育課程の課題

1. 学校教育を通じて育てたい姿と「生きる力」の理念の具体化 P12~13

注4 解説道徳編 第5章道徳科の評価 第2節2道徳の評価 ※本講座第5章参照

注5 平成27年8月26日 教育課程企画部会

注6 「アクティブ・ラーニング」授業改革のマスターキー 大杉昭英 出版当時 国研初等中等教育研究部長

注7 武蔵野大学教育学部教授 「13歳からの道徳教科書」2012.02 道徳教育を進める有識者の会著・編 育鵬社発行・扶桑社販売 貝塚はこの書の編集者

注8 現代社会の教育課程政策における政治・行政・経営をめぐる諸課題—教育課程企画特別部会の設置と審議を中心に—天笠茂 カリキュラム研究第25号 2016.03 P109

注9 日本道徳教育学会会長。心を育てる教育研究会主催。文科省「子どもの徳育に関する懇談会」委員、放送大学客員教授、「小さな親切運動」本部・顧問。教育学博士。文部省教育課程調査官(道徳)を14年間。「特別の教科道徳」にかかる文科省専門家会議副座長、中教審道徳教育専門部会主査。日本の道徳教育の第1人者。昭和女子大学教授を経て現在は武庫川女子大学院教授。滋賀県長浜市生まれ。

注10 2014年論点整理は資質能力に関する議論を改めて開く契機となり、その後の教育課程企画特別部会がまとめる論点整理に引き継がれることになる(天笠) 注8と同じ カリキュラム研究第25号 p112

注11 卑近な例だが、例えば、国語科より書写を縮減すれば、伝統的な書道産業は壊滅状態になる。故にこれを残そうとするStakeholderとの利害調整が必要になるということ。